

○ 特定有価証券の内容及び開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (11) (略) (12) ファンドの目的及び基本的性格 a ～ d (略) e <u>ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」（1）fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。（14）aにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u> (略) (13) (略) (14) ファンドの仕組み a <u>ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。</u> b・c (略) (15) ～ (26) (略) (27) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 (28) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) f <u>ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③ その他の投資資産の主要なもの」に記載すること。</u> (29) 投資不動産物件	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (11) (略) (12) ファンドの目的及び基本的性格 a ～ d (略) (新設) (13) (略) (14) ファンドの仕組み a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b・c (略) (15) ～ (26) (略) (27) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 (28) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) (新設) (29) 投資不動産物件

a・b (略) c <u>ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③ その他の投資資産の主要なもの」に記載すること。</u> (30) その他の投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。 c <u>その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他の投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、</u> <u>分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については、当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。</u> d・e (略) (31) ～ (63) (略)	a・b (略) (新設) (30) その他の投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。 c <u>当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。</u> d・e (略) (31) ～ (63) (略)
---	--

改 正 案	現 行
第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (13) (略) (14) ファンドの目的及び基本的性格 a ～ c (略) d <u>ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。(16) a において同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u> (15) (略) (16) ファンドの仕組み a <u>ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。</u> b ・ c (略) (17) ～ (31) (略) (32) 投資状況 a (略) b <u>投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。</u> (33) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) f <u>ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③ その他の投資資産の主要なもの」に記載すること。</u> (34) 投資不動産物件 a ・ b (略) c <u>ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併</u>	第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (13) (略) (14) ファンドの目的及び基本的性格 a ～ c (略) (新設) (15) (略) (16) ファンドの仕組み a <u>ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。</u> b ・ c (略) (17) ～ (31) (略) (32) 投資状況 a (略) b <u>投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。</u> (33) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) (新設) (34) 投資不動産物件 a ・ b (略) (新設)

せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

(35) その他投資資産の主要なもの

a (略)

b 投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

c その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。

d・e (略)

(36) ～ (70) (略)

(35) その他投資資産の主要なもの

a (略)

b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

d・e (略)

(36) ～ (70) (略)

改 正 案	現 行
第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 投資法人の目的及び基本的性格 a・b (略) c 投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」（1）fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。（18）aにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。 (18) 投資法人の仕組み a 投資法人の仕組み（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること b (略) (19) ～ (32) (略) (33) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (34) 投資有価証券の主要銘柄 a～e (略) f 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の主要なもの」に記載すること。 (35) 投資不動産物件 a・b (略) c 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の	第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 投資法人の目的及び基本的性格 a・b (略) (新設) (18) 投資法人の仕組み a 投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b (略) (19) ～ (32) (略) (33) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (34) 投資有価証券の主要銘柄 a～e (略) (新設) (35) 投資不動産物件 a・b (略) (新設)

<u>主要なもの」に記載すること。</u> (36) その他投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。 c その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については、当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。 d・e (略) (37) ～ (77) (略)	(36) その他投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。 c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。 d・e (略) (37) ～ (77) (略)
--	---

改 正 案	現 行
第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 外国投資法人の目的及び基本的性格 a ・ b (略) c 投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」（1）fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて当該資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。 (21) aにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。 (21) 外国投資法人の仕組み a 外国投資法人の仕組み（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b (略) (22) ～ (35) (略) (36) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (37) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) f 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の主要なもの」に記載すること。 (38) 投資不動産物件 a ・ b (略) c 投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③ その他投資資産の	第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 外国投資法人の目的及び基本的性格 a ・ b (略) (新設) (21) 外国投資法人の仕組み a 外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b (略) (22) ～ (35) (略) (36) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (37) 投資有価証券の主要銘柄 a ～ e (略) (新設) (38) 投資不動産物件 a ・ b (略) (新設)

<u>主要なもの」に記載すること。</u> (39) その他投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。 c その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。 d・e (略) (40) ～ (85) (略)	(39) その他投資資産の主要なもの a (略) b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。 c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。 d・e (略) (40) ～ (85) (略)
---	---

改 正 案	現 行
第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) 信託財産の基本的性格 <u>a 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。</u> b 信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあつては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。(22)において同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。 (17) ～ (21) (略) (22) 信託の基本的仕組み 当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要（保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。））及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 (23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項 a ～ c (略) <u>d 信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、aからcまでに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部 ファンド情報」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」の「③ その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。</u> <u>e・f (略)</u> (24) ～ (45) (略)	第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) 信託財産の基本的性格 <u>信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。</u> (17) ～ (21) (略) (22) 信託の基本的仕組み 当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要（保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 (23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項 a ～ c (略) (新設) <u>d・e (略)</u> (24) ～ (45) (略)